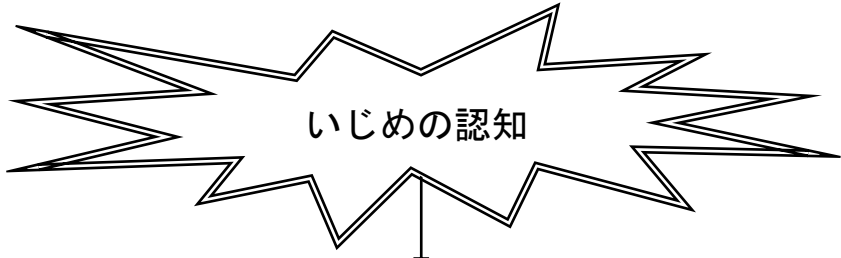


いじめ事案対応フローチャート



管理職
生徒指導主事

教育委員会へ第一報 (電話連絡)

時間の
目安

即日

(報告書の必要な場合)
教育委員会への報告書
(別添様式1)の提出

(通常対応の場合)

(重大事態の場合)

教育委員会への報告書
(別添様式1)の提出

教育委員会が
県民局へ報告

いじめ対策組織
緊急開催

(重大事態の場合)

教育委員会が調査主体を検討・判断

第三者
の検討

調査主体が
学校

調査主体が
教育委員会

対応等
関係機関との連携

いじめ対策
組織開催
※第三者含む

調査会開催

概ね
1週間
以内

関係生徒等への
指導・支援

調査・対応(関係生徒等への指導・支援)
全教職員へ周知・共通理解・役割分担
必要に応じて関係機関との連携
必要に応じて保護者への情報提供

教育委員会への最終報告
(電話連絡)

教育委員会への報告
(別添様式2)

教育委員会が
県民局へ報告